

久留米市公告第95号

令和8年度 介護予防普及啓発事業「認知機能検査とトレーニング」業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年4月6日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度 介護予防普及啓発事業「認知機能検査とトレーニング」

(2) 履行場所：久留米市内

(3) 業務内容

別紙「令和8年度 介護予防普及啓発事業「認知機能検査とトレーニング」における業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)のとおり

(4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 予定価格及び入札書比較価格

【集合型検査】(1回あたりの事業運営費の単価) 72,700円

【派遣型検査】(1回あたりの事業運営費の単価) 42,700円

【トレーニング】(1回あたりの事業運営費の単価) 84,500円

【体験会】(1回あたりの事業運営費の単価) 72,700円

上記額は消費税及び地方消費税相当額は含まない

(6) 最低制限価格：無

(7) 支払条件：前金払い及び部分払いなし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。

(4) 入札に参加しようとする者の所在地（本社等の法人を代表する所在地）が福岡県内に所在する法人であること。

(5) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税

イ アを除く福岡県内 県税

(6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が

著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 入札書等の提出締め切り時点までに、業務仕様書別表2において規定する配置人員を有すること。
- (10) 過去3年以内に、他自治体と種類及び規模をほぼ同じくする事業の契約の実績があり、中途解約等なくいずれも事業を完遂していること。

3 契約条項を示す場所

1 1 事務局

4 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

久留米市庁舎6階 長寿支援課窓口及び久留米市（長寿支援課）ホームページ（ダウンロード可）

(2) 配布期間

公告の日から令和8年4月14日（火）まで

※窓口での入手の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から17時15分まで。

5 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、ウ、エは締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

各様式は、「4 仕様書等の配布場所及び配布期間」に規定している配布場所で入手すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）
- ウ 登記事項全部証明書
- エ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分	税区分		納税等証明書	
		科目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の2）
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明

市内	久留米市税	法人市民税、市県 民税、固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に滞納 がない証明	久留米市税に滞納 がない証明
----	-------	--------------------------------	-------------------	-------------------

オ 配置予定スタッフ調書（様式第3号）

カ オに記載されたスタッフの資格を証する書類（資格証等）の写し

※実施にあたっては、オに記載したスタッフの配置を基本とするが、やむを得ないと
市が認める場合は別表2に記載した要件を満たしたスタッフへの変更は可とする。

キ 活動報告書（様式第4号）

(2) 入札参加資格及び入札参加の審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う。）

(3) 提出期限

令和8年4月17日（金）17時必着

(4) 提出先（宛先）

11 事務局

(5) 提出方法

封筒表面に、「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きし、業務名及び称号（名称）を記入し、提出書類を封入する。一般書留又は簡易書留いずれかで郵送する。

7 開札

(1) 入札参加者全員の立会による入札とする。

(2) 入札者が1者であっても、入札を執行する。

(3) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を入札書（様式第5号）に記載し、入札会場に持参すること。

(4) 入札回数は、当初の入札を含めて2回以内とする。

(5) 会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(6) 日時：令和8年4月22日（水） 15時

(7) 場所：久留米市役所13階 1301会議室

(8) 落札候補者の決定

① 予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

② ①にあてはまる者が2者以上あるときは、「くじ」により落札候補者を決定するものとする。

③ 落札候補者となった者については、「2 入札に参加する者に必要な資格」の条件を満たしていると認められた場合、落札候補者を落札者とする。

④ 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

(9) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号に基づき免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額（単価）に実施会場数を乗じた金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日の翌日から令和8年4月10日（金）17時まで
- ② 受付場所：11 事務局
- ③ 質問の提出方法：
FAX または E メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答
令和8年4月14日（火）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続を行うこと。

※ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。（契約締結日を指定することも可能）

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決

定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市 健康福祉部 長寿支援課 介護予防・生きがい支援チーム

住 所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電 話：0942-30-9207

FAX：0942-36-6845

Eメール：chouju@city.kurume.lg.jp